

○岡山市児童福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山市児童福祉審議会条例(平成26年市条例第104号)第10条の規定に基づき、岡山市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集)

第2条 審議会の委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに審議会を招集しなければならない。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第17条第3項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項及び第35条第6項の規定により、認可について市長から意見を求められたとき。
- (2) 認定こども園法第21条第2項の規定により、事業の停止又は施設の閉鎖の命令について市長から意見を求められたとき。
- (3) 認定こども園法第22条第2項の規定により、認可の取消しについて市長から意見を求められたとき。
- (4) 国庫補助及び交付金協議対象とする保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の対象となる施設の選定について市長から意見を求められたとき。
- (5) 民間補助対象とする保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の対象となる施設の選定について市長から意見を求められたとき。
- (6) その他児童福祉に関する事項として市長が必要と認める事項について審議しようとするとき。

(児童処遇専門分科会の招集)

第3条 児童処遇専門分科会の専門分科会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに児童処遇専門分科会を招集しなければならない。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第6項、第33条第5項の規定により、市長から意見を求められたとき。
- (2) 児童福祉法第27条第6項に規定する場合について、児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しないとき。
- (3) 児童福祉法第28条第1項各号に規定する措置を採ることについて、市長から調査審議することを求められたとき。
- (4) 児童福祉法第33条の15第3項又は認定こども園法第27条の6第3項の規定により関係者の説明、資料の提出その他必要な協力を求めるとき。
- (5) 児童福祉法第33条の15第1項、認定こども園法第27条の6第1項又は児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)

第13条の5の規定による報告を受けたとき。

(6) 児童虐待防止法第4条第5項の規定に基づく事例の分析並びに児童虐待の防止等の調査研究及び検証について、市長から調査審議することを求められたとき。

(7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第5号、第6号及び第9号から第12号までに掲げるものに限る）並びに児童福祉法第6条の3第9項から第12条まで及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）における死亡事故その他の重大事故についての分析及び必要な再発防止策について、市長から調査審議することを求められたとき。

（里親専門分科会の招集）

第4条 里親専門分科会の専門分科会長は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定により、市長から意見を求められたときは、速やかに里親専門分科会を招集しなければならない。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、こども企画総務課において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年1月16日から施行する。ただし、第2条第1号から第3号までの規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づいて、第2条第1号に該当する場合は、第2条第1号の規定の施行の日前においても、この規程の例により、審議会を招集することができる。

附 則

この規程は、平成27年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月22日から施行する。

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館